

「次期府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の構築（基本設計）」 調達仕様書案等資料にかかる意見等

項番	区分※	仕様書案等資料の該当箇所				意見等内容	意見等提出理由	補足資料	回答
		資料名	頁	章番号等	記載内容				
1	提案	要件定義書_別添01__業務フロー	2 応募作業内容	2-2-1-3 PDF変換・出力	アップロードされたファイルをPDFに変換する	①「Word、Excel、PowerPointの文書をPDFに変換する際は、マイクロソフトOfficeソフトが必要になります。今回の構成ではAWS等のクラウドシステム上で処理を行います。現在、マイクロソフト社はAWS上でのOfficeソフトの使用はライセンス違反としており利用できません。また、Azure等の他のクラウドシステムを利用したとしても、利用者側にOffice365がインストールされていること等の条件があります。 e-Radシステムの利用者は不特定多数となることを考えると、Office365をクライアントPCにインストールすることを強制できません。 この点を考慮し、AWS上でのPDFへの変換は行わず、PDFでアップロードされたファイルの編集（分割・結合等）のみを行うような仕様に限定した方が良いと考えます。もしくは、運用上の細工が必要になります、この点は意見書では説明が難しいので、ご説明に伺いたいと考えております。」	マイクロソフト社の「Office」のライセンス利用に抵触するため。	【公正取引委員会】 マイクロソフト・コーポレーションらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集について https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/260304.html	現在は、利用者が自身のクライアントPCでPDF変換を行い、e-Radサーバーへアップロードする運用に変わっており、次期システムでも同様の運用を想定しています。ご意見を踏まえ、該当箇所について修正します。
2	提案	要件定義書_別添01__業務フロー	2 応募作業内容	2-2-1-3 PDF変換・出力	アップロードされたファイルをPDFに変換する	②「利用者が自身のクライアントPCでPDF変換を行い、e-Radサーバーへアップロードする際、利用者のクライアントPCにPDF変換ソフトがなかった場合の為に、e-Radシステム側に変換用PDFソフトをダウンロードできるようにPDFソフトを用意しておく必要があると考えます」	マイクロソフト社の「Office」のライセンス利用に抵触するため。	【公正取引委員会】 マイクロソフト・コーポレーションらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集について https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/260304.html	現在は、利用者が自身のクライアントPCでPDF変換を行い、e-Radサーバーへアップロードする運用に変わっており、次期システムでも同様の運用を想定しています。ご意見を踏まえ、該当箇所について修正します。
3	質問	調達仕様書案本文	33	3.2.2.	(5) 次期e-Radにおいては、UI/UXの抜本的な見直しを想定していることから、基本設計で画面レイアウト等を確定する前に、主要画面を対象としたプロトタイプを作成するなど	基本設計では、主要画面を対象としたプロトタイプの作成及びレイアウト方針の確定まで実施する理解です。全画面のレイアウト（画面項目を含む）の設計については、基本設計工程と詳細設計工程のいずれで実施する想定かご教示いただきたいです。	4.1.3.(12)に記載されている基本設計書の構成要素「機能設計書（機能一覧、画面遷移図、帳票一覧）」に画面レイアウトが含まれておらず、画面レイアウトの成果物としての位置付け及び作成範囲が明確ではないため、基本設計工程と詳細設計工程の役割分担を確認したい。		基本設計工程で「要件定義書_別添03_機能一覧・画面一覧」記載の全画面について、レイアウト(画面項目含む)とデザインは、実施する範囲となります。ご意見を踏まえ、基本設計書の構成要素について修正します。
4	質問	調達仕様書案本文	7～8	1.6、1.7	契約期間、作業スケジュール	図表1.7-1では令和8年度9月より基本設計工程を開始するスケジュールとなっていますが、調達手続期間を考慮した場合の想定契約締結時期及び実作業期間についてご教示ください。また、契約締結時期が後ろ倒しとなった場合、スケジュール調整や成果物作成計画の見直しを行う想定があるかご教示ください。	本業務では、UIプロトタイプ作成、利用者ヒアリング、基本設計書作成、後続受注者への引継ぎ資料作成等が求められており、実際に確保可能な作業期間が提案内容及び工数算定に影響するため。契約締結時期を踏まえた基本設計工程の実施前提を確認したい。		ご意見を踏まえ、「図表1.7-1」は、調達手続きの最新情報を踏まえて修正します。成果物作成時期を含めた作業内容については、見直しする予定はありません。

「次期府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の構築（基本設計）」調達仕様書案等資料にかかる意見等

項番	区分※	仕様書案等資料の該当箇所				意見等内容	意見等提出理由	補足資料	回答
		資料名	頁	章番号等	記載内容				
5	質問	調達仕様書案 本文	11	4.1.1	(1) 受注者は、設計・開発の実施に先立ち、「別紙1 要件定義書（別添含む）」の内容を確認すること。その際、内容について調整すべき事項があれば、当局、関係部署、ガバメントクラウド担当等（詳細は図表 5.1-1業務実施体制図を参照）と調整の上、結果に基づき要件定義書の修正を行うこと。要件の調整内容は、当局及び関係するステークホルダーに提示し、合意形成を図りつつ進めること。	要件の調整内容を貴府及び関係するステークホルダーに提示する際、要件定義書(別添含む)に記載の要件内容を漏れなく確認し、合意形成を図る必要がある認識です。 要件の確認・調整の過程で生じる変更内容を貴府及び関係するステークホルダー（配分機関・研究機関等）にご提示する際、特に画面変更を伴うものについては、変更前後の画面レイアウトや操作フローの差分を可視化したレビュー資料を作成した上で、関係者間の認識齟齬や手戻りを防ぎ、円滑な合意形成を図ることが肝要と認識しております。かかる進め方について、貴府のご認識と相違ございませんでしょうか。	合意形成の進め方について、認識に齟齬がないようにするため。		認識に相違ありません。別添を含むすべての要件について、合意形成を図る必要があります。
6	質問	調達仕様書案 本文	12	4.1.2	(2) 次期e-Rad の開発手法はウォーターフォール型の開発を想定している。ただしUI については抜本的な見直しを予定しているため、プロトタイプ開発等を通じ、当局と、画面や画面動作等の基本方針について合意を得た上で設計・開発を行うこと。なお、UI 改善を行う項目は事前に当局と協議し、対応しない場合は当該理由も含め、当局に承認を得ること。	基本設計工程内で「要件定義書_別添03_機能一覧・画面一覧」に記載された全画面ID 222種類のデザインを貴府と合意の上、設計する認識で相違ないでしょうか。	該当要件への対応範囲について認識に齟齬がないようにするため。		認識に相違ありません。
7	質問	調達仕様書案 本文	13	4.1.3	(8) 受注者は、運用設計及び保守設計を行い、定常時（月次、四半期、半期、年次等）および随時の作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用計画書及び保守計画書の案を作成し、当局の承認を受けること。	e-Radの業務特性をしっかりと把握した上で、定常時及び随時の作業内容を網羅し、適切な運用計画書及び保守計画書を作成する認識で相違ないでしょうか。	運用設計及び保守設計に盛り込む必要がある内容を正確に把握し、認識に齟齬がないようにするため。		認識に相違ありません。詳細は、入札公告期間中に資料閲覧を予定しています。閲覧手続きに従い確認してください。
8	質問	調達仕様書案 本文	13	4.1.3	(11) 受注者は、情報システムの移行の方法、環境、ツール、段取り等を記載した移行計画書（案）を作成し、当局の承認を得ること。	移行計画の策定にあたり、現行システムで管理されているデータ項目やデータ仕様の詳細をご提示いただくことは可能でしょうか。 また、データ構造の変更が必要となる場合は移行計画書（案）に反映する想定ですが、その検討のため、現行システムベンダ様へのヒアリング等を通じたデータ仕様確認の機会を設けていただくことは可能でしょうか。	移行計画書（案）を作成するために、詳細な情報が必要なため。		入札公告期間中に予定している資料閲覧時には、実データは提供できません。受注後に実データを参照ください。 現行システムベンダへのヒアリングについては、その頻度・内容を提案時に明示してください。

「次期府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の構築（基本設計）」 調達仕様書案等資料にかかる意見等

項番	区分※	仕様書案等資料の該当箇所				意見等内容	意見等提出理由	補足資料	回答
		資料名	頁	章番号等	記載内容				
9	質問	調達仕様書案 本文	13	4.1.3	(12) 基本設計書は以下の構成要素を含むこと。 ア アーキテクチャ設計書（システム全体構成、コンポーネント間インタフェース） イ 機能設計書（機能一覧、画面遷移図、帳票一覧） ウ データ設計書（ER 図、エンティティ定義書、CRUD 図） エ 基盤設計書（ネットワーク設計書、環境定義書、セキュリティ設計書） オ 移行設計書（移行方針、移行対象データ定義） カ 運用・保守設計書（運用計画書案、保守計画書案）	基本設計書の構成要素となるア～カの記載粒度について、現行システムと同等以上が必要になる認識で相違ないでしょうか。	各設計書に盛り込む必要がある内容を正確に把握し、認識に齟齬がないようにするため。		認識に相違ありません。 記載内容の詳細については、入札公告期間中に資料閲覧にて確認してください。
10	質問	調達仕様書案 本文	40	6.8	(1) 情報システムの設計・開発、運用・保守工程において、当局の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。	貴府貸与データについて、生成AIの学習に使われない対策が取られた生成AIサービスのみが利用可能という認識で相違ございませんでしょうか。また、生成AIが作成したドキュメント、成果物について、人間がすべての内容を確認したうえで貴府へ提出し、受注者の責任で品質保証をする必要があるという認識で相違ございませんでしょうか。	生成AIの活用について、認識の齟齬がないようにするため。		認識に相違ありません。
11	質問	要件定義書 (案)	55	3.12.1	図表 3.1.1-1 テスト共通要件 No.12 テストの際には、以下に一例を示すデータパターン等があることに注意し、各データの組み合わせにも漏れないようにテストパターンを洗い出し、必要に応じて、配分機関等の利用者に対してレビューを依頼すること。ユーザへの通知を伴う処理においては、各データの組み合わせにより通知先が異なる点に注意してテスト実施すること。また、テスト実施後はテストの消化結果及びエビデンスを提示すること。 ➤ 図表 3.1.1-1 に記載の次期e-Rad のアクタ ➤ 配分機関担当者の担当事業の設定有無 ➤ 研究機関事務分担者の担当部局の設定有無 ➤ 実施事業における補助金、委託費の別 ➤ 研究開発課題応募時の所属研究機関の承認要否 ➤ 研究開発課題における研究代表者、研究分担者の別 ➤ 研究機関による研究開発課題の事務分担者承認要否設定の別 ➤ 応募単位における研究者単位／研究機関単位の別	要件定義書(案)には、複雑なデータパターンの記載がございしますが、本調達における基本設計工程においても、複雑なデータパターンを加味した設計とする必要がある認識ですが、相違ございませんでしょうか。	データパターンに対する基本設計時の考慮の要否について、認識の齟齬がないようにするため。		認識に相違ありません。

※ 区分欄には、「質問」「提案」「要望」の別を記すこと。